

## ○京都市火災予防条例（抜粋）

昭和 23 年 10 月 1 日

条例第 96 号(制定)

昭和 37 年 3 月 1 日条例第 33 号

(液体燃料を使用する器具)

第 19 条 石油こんろ，移動式の石油ストーブその他液体燃料を使用する器具の取扱いは，次の各号に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き，建築物等及び可燃性の物品から次に掲げる距離のうち，火災予防上安全な距離として消防長又は消防署長が認める距離以上の距離を保つこと。

ア 別表第 1 の左欄に掲げる区分に応じ，それぞれ同表の右欄に掲げる離隔距離

イ 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離

(2) 可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。

(3) 地震等により容易に可燃物が落下するおそれのない場所で使用すること。

(4) 地震等により容易に転倒し，又は落下するおそれのない安定した状態で使用すること。

(5) 不燃性の床又は台の上で使用すること。

(6) 故障し，又は破損したものを使用しないこと。

(7) 本来の使用目的以外に使用する等不適當な使用をしないこと。

(8) 使用することとされている燃料以外の燃料を使用しないこと。

(9) 周囲においては，常に整理及び清掃に努めるとともに，燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。

(10) 燃料漏れがないことを確認した後に点火すること。

(11) 点火した状態で移動させ，又は燃料を補給しないこと。

(12) 漏れ，又はあふれた燃料を受けるための不燃材料で造った受皿を設けること。

(13) 必要な点検及び整備を必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに行わせ，火災予防上有効に保持すること。

## 別表第 1(第 3 条及び第 19 条関係)

区分		離隔距離				
		上方 (cm)	側方 (cm)	前方 (cm)	後方 (cm)	
炉	開放炉	使用温度が 800 度以上のもの	250	200	300	200
		使用温度が 300 度以上 800 度未満のもの	150	150	200	150
		使用温度が 300 度未満のもの	100	100	100	100
	開放炉 以外	使用温度が 800 度以上のもの	250	200	300	200
		使用温度が 300 度以上 800 度未満のもの	150	100	200	100
		使用温度が 300 度未満のもの	100	50	100	50

第31条 法第9条の4の規定に基づき危険物の規制に関する政令(以下「危険物政令」という。)で定める数量(以下「指定数量」という。)未満(1,000 l 未満)の危険物の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- (1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火気を使用しないこと。
- (2) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に整理及び清掃を行うとともに、みだりに空箱その他の不必要な物件を置かないこと。
- (3) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、当該危険物の性質に応じ、遮光又は換気を行うこと。
- (4) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないように必要な措置を講じること。
- (5) 危険物を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱う場合は、その容器は、当該危険物の性質に適応し、かつ、破損、腐食、裂け目等がないものであること。
- (6) 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該容器をみだりに転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等粗暴な行為をしないこと。
- (7) 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合は、地震等により、容易に容器が転落し、若しくは転倒し、又は他の落下物により損傷を受けないように必要な措置を講じること。
- (8) 危険物又は危険物のくず、かす等を廃棄する場合は、それらの性質に応じ、安全な場所において、他に危害又は損害を及ぼすおそれがない方法により行うものとし、下水道、河川等に投下しないこと。